

No.	質問内容	回答
1	<p>医療系サービスの中でも、訪問診療についてです。本人にとっては、「病院に行き診察を受ける」ということは生活上不可欠なことだと思いますが、それが困難になってきた時には訪問診療もその選択肢のひとつとして利用を検討するという理由で、支援経過を残し訪問診療を開始・プランに記載しています。課題整理総括表の中での課題のひとつとして、訪問診療を利用することを直接課題とすることはまずいのでしょうか。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>通院が難しくなった際は、おっしゃる通り、訪問診療も選択肢の一つかと思えます。</p> <p>ここでいう課題は、診察を受ける必要がある背景があること、通うことが難しいということが、課題につながる内容かと考えられます。</p> <p>サービスの変更に關する、ケアマネジメントの手順としては、モニタリングで通院がしづらくなったという利用者の変化を捉え、その内容について、再アセスメントが必要と判断された。ここまでは、モニタリングの範囲になります。</p> <p>その後、再アセスメントで、診察を受ける必要がある方法として通ったの診察か、訪問を受けての診察かなど、利用者の意向を踏まえて、分析を行った結果、訪問診療を位置付けたケアプランに変更します。</p> <p>また、ケアプランに記載するニーズには、訪問診療などサービスを直接記載すると、サービス利用することが目的になりがちですので、望ましくありませんので、ご注意ください。</p>
2	<p>介護予防のモニタリングについてです。3ヵ月に1回訪問、3ヵ月に1回モニタリング結果の総合判断の記載ではいけないのでしょうか。今回のプランについては、3ヵ月内に状況変化、再アセスメント・サービス調整・担当者会議・各担当者の意見が支援経過に残っており、研修動画にご説明があったとおり、それぞれがイコールモニタリングになっていると思います。</p>	<p>ご質問ご意見ありがとうございます。</p> <p>介護予防のモニタリングについては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）」の、第30条第十六号イ「少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。」</p> <p>ロ「イの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。（以下、略）」</p> <p>ハ（略）</p> <p>ニ「利用者の居宅を訪問しない月（口ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。」</p> <p>ホ「少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。」</p> <p>以上の規定から、モニタリングの結果の記録は、毎月記録が必要であることと、訪問しない月についても、利用者との面談等が必要であり、その実施状況については、支援経過記録に記載をしておきましょう。</p>
3	<p>医師の意見の確認方法として、退院前カンファレンスなどに参加し、退院後の必要な介護や療養について指示や要望を受けたものを実施した場合、文書や指示書が無くても問題ないのでしょうか。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>退院前カンファレンスの中で得た医師からの意見等については、それらの内容を支援経過記録に残しておきましょう。その意見に基づくケアプラン作成等については、問題ありません。</p>
4	<p>軽微な変更について、短期目標が変わらず、延長する場合は一連の過程（アセスメント～担当者会議）は省いても良いのですか。担当者会議は疑義照会し支援経過記録のみで良いでしょうか。また軽微な変更のプランの期間は見え消しにして新しい期間を上書きし交付で差し支えないですか。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>軽微な変更については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）」、運営基準の解釈通知3（8）⑩居宅サービス計画の変更（第十六号）から「（前略）なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第三号から第十二号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したものを）を行う場合には、この必要はないものとする。（以下略）」とされていますので、お問い合わせの通り、一連の業務を省略することができます。</p> <p>その他、軽微な変更の例示及びサービス担当者会議の取扱いについては、介護保険最新情報Vol.959（令和3年3月31日）「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」をご参照いただくと、短期目標の期間の延長や軽微な変更に係るサービス担当者会議の取り扱いが記載されており、お問い合わせの内容については、差支えはないと考えます。</p> <p>さらに、ケアプランの取扱いについては、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）」別紙1居宅サービス計画書記載要領の冒頭に、「（前略）但し、サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。」とあります。お問い合わせの通り、見え消しし、いつ変更するかを記載し、新しい期間を記載していただくことで足りると考えられます。</p>